

『平成 20 年度 第 2 回 横浜市社会福祉審議会総会』 会議録

開催日時	平成 21 年 2 月 2 日 (月) 午後 5 時 30 分～7 時
場 所	ホテル横浜ガーデン 4 階 アイリス
出席者 (五十音順)	齋藤委員長、今井委員、大関委員、黒沢委員、島村委員、高橋委員、中西委員、 白野委員、長谷川委員、濱田委員、藤塚委員、堀越委員、牧嶋委員、松井委員、 松本委員、室津委員、山田委員
欠席者	後藤委員、新保委員、田中委員、橋本委員、日浦委員、平井委員
会議形態	公開 (傍聴者なし)
議 題 等	1 議 題 (1) 新任委員の所属専門分科会の指名について 2 報告事項 (1) 平成 21 年度横浜市予算案について (2) 横浜市地域福祉保健計画 (第 2 期) について (3) 横浜市障害者プラン (第 2 期) について (4) 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (第 4 期) について
決定事項	新任委員の藤塚委員の所属専門分科会の指名を行い、身体障害者福祉専門分科会委員に指名。

・ 議事要旨

【議題1 新任委員の所属専門分科会の指名について】

新任委員の藤塚委員の所属専門分科会の指名を行い、身体障害者福祉専門分科会委員に指名されました。

【報告事項 1 平成 21 年度横浜市予算案について】

企画部長

<資料 2 にそって説明>

高橋委員

看護師の不足の問題についてですが、非常に看護師の給料が安いために日本人で看護師免許を持った人が、ほかの仕事に就く状況があります。海外へ人材を求めるならば、看護師の処遇を考えるべきだと思います。

企画部長

看護師つきましても大変不足ぎみと、市内の病院に対するアンケート結果にも出ており、横浜市としては、医師会や病院協会の看護学校に助成しております。

<p>高橋委員</p>	<p>また、潜在資格者の看護師は、私どもの推計によりますと、市内に9,000人ぐらいいらっしゃると見ておりまして、潜在看護師の方には、就職説明会の開催やスキルアップについても予算計上しておりまして、力を入れているところでございます。</p> <p>国外から新しい看護師さんと呼んで、教育したりしながらふやすことは将来に向けて日本の人口構造がとて変わるわけですから、必要なことだと思います。私の聞く範囲では、給与が22万から25万とのこと。夜勤や何かを入れてプラスアルファがあるのでしょうかけれども、ほかの職場へ行ったほうがと考えるようです。看護師さんというのは大変な仕事で、そういう点も考慮に入れて、横浜市がスタートを切っていただいて、横浜市には良い病院がたくさんあるわけですから、ぜひそういう面の解決をお願いしたいと思います。</p>
<p>藤塚委員</p>	<p>大変厳しい経済情勢の中の予算編成で、ご苦勞が見てとれますが、先ほどのご説明にありました、喫緊の課題というような認識で示されました周産期救急医療体制の充実に向けた取り組みが2,700万円、新たに新規事業としてご紹介がありました。主要事業一覧の中の6ページで、産科・周産期医療体制の充実、この中に2,700万円計上されていますが、全体としては若干、100万円、前年度に比べて落ちています。この課題への取組として、若干新規を入れつつ、逆に今回見送らざるを得なかったものが何かあるならば、ご説明いただければと思います。</p>
<p>企画部長</p>	<p>この6ページの産科・周産期医療体制の充実と救急に限らず産科で市民の方が安心して出産できる体制の整備を目指すということをやっております。今、藤塚委員からお話いただいたように、その中で今回、右のほうにアンダーラインが引いてあります新生児集中治療室等の整備助成、それから産科医師緊急出務助成、これについて緊急対策として取り組むということにしております。</p> <p>全体の予算額が100万ほど減っているというお話についてですが、厳しい状況の中で、産科・周産期についても、率直に申し上げて余りご協力が得られないような事業については、執行状況を見ながら若干減らさせていただいております。どの事業について急に切りやめたとか、大幅に金額を減らしたということではなくて、今までの既存事業について、執行を見ながら若干工夫をさせていただき、その中で新しい事業を生み出したというところでございます。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>先ほどは看護師のお話を聞かせていただいたのですが、やはりこれからの日本の将来はお年寄りが担うのではなくて、子どもが担うわけです。資料の中に子ども未来戦略というのが書かれております。子ども未来戦略というものにもう少し、横浜市が先駆けて、横浜市の子ども未来戦略は良いというように、もう一工夫をしていただいて、子どもがもっと増えるようお願いしたいと思います。</p>

企画部長	健康福祉局も一生懸命取り組んでまいりますが、教育委員会と子ども青少年局が主で子ども施策については戦略をたてていくという形になっております。私どもの局としても、先ほどご説明しました小児医療費の助成や食育計画、こういったものに新たに取り組んでまいりたいと思っています。
【報告事項 2 横浜市地域福祉保健計画（第2期）について】	
<p>地域福祉保健部長</p> <p>長谷川委員</p> <p>地域福祉保健部長</p>	<p><資料3にそって説明></p> <p>ご説明いただいた中で、10ページの2番目の「地域の支えあいに必要な公民の仕組みの充実」ということで、①で地域の見守り活動と、こうした民生委員を中心として、地域と協働でつくりますということなのですが、今、具体的に想定しているようなものはどのようなものがありますか。</p> <p>また、要支援者への支援については、実際には18区で機能していないのではないのでしょうか。私の見る範囲ではそのような感じがするのですが、そうした要支援体制の構築に向けて具体的に各区が同じような歩調でできるのでしょうか。</p> <p>11ページの、民生委員が活動しやすいように環境を整備しますということですが、この正月から赤ちゃん訪問事業のような新しい業務も入ってきておまして、非常に業務の幅が広がって、すそ野が広がっているわけです。そういう意味で、私は何とか協力員体制を整備していただくとともに、地域でももう少し活動し、地域福祉という視点の中で目を向けてもらえるような、そういう体制づくりについて研究してもらえないものかということをお願いしており、何かお考えがあればと思います。</p> <p>最近、地域にもよりますけど、地域の中で支援が必要な人というのが、いわゆる大都市横浜では見つけにくいといえますか、なかなか把握しにくいといった問題をたくさん聞いています。先ほど、1の「地域社会のつながりをつくりなおす」というところで、例えば災害時などで支援が必要な人への取り組みなどを区役所と地域と一緒に実施しているような例もあります。こういった例を活用しながら、支援が必要な方の情報、名簿、こういったものを共有化するような仕組みを通しまして、やはり支援が必要な人を見つけるといった仕組みづくりというのが一つ考えられるのではないかと考えております。民生委員さんのご担当の地区の身近なところで、活用していただきまして、少し気になるようなことをケアプラザにつなげていただくといった仕組みづくりができないかと考えております。</p> <p>民生委員さんの活動を応援する環境づくりにつきましては、地域によりましては、お一人で頑張っていただいて、かなりご負担が多いというようなお声も聞いております。やはり、できるだけ協力者といえますか、いわゆるボランティアと</p>

<p>大関委員</p>	<p>いいですか、そういう方を、地域の中で多く担っていただけるような、専門機関と一緒に協力を体制をつくっていただけるような呼びかけ等を社会福祉協議会などと一緒に行ってまいりたいと考えております。お一人だけで抱えることのないような、そういうことを、新しい民生委員さんの研修などを通して、ご案内させていただきまして、輪を広げていくといったような仕組みを考えていきたいと思っております。</p> <p>必要な人に的確に支援が届く仕組み、それから災害時の要援護者避難支援のために情報を集めて共有するというのは、国からもいろいろ来ていまして、各市でいろいろやっているようです。私が別の市で少しこの点にかかわった経過の中で、支援が必要な人の情報を集めて、それを周囲で共有するというのは非常にすばらしいことだと、個人的には思います。</p> <p>ただし個人情報保護の点で少し問題が生じることがありまして、例えばだれかが、あそこは寝たきりのひとり暮らしだと、だれかが、あそこには重度の障害の方がいらっしゃる、という情報を、例えば民生委員さん等が、その方を例えば災害時に、あそこは寝たきりだから何人かで行って、連れて逃げなきゃいけないというようにするには、かなり広い範囲で情報を共有している必要があると思います。自治会・町内会と書いてありますけど、そこまで情報を広めてしまっているのかという問題があるわけです。</p> <p>もちろんご本人が同意されて、同意書を出していれば別ですけど、周りに言われたくないという方が結構な割合でいらっしゃる。これは横浜市の話ではないですけど、その方の場合どうするのか。嫌だと言っているのに、支援して下さる人のところに広げるのか、どこまでその情報を広げていいものかというのを少し悩んでいました。横浜市では、例えば障害があつて、同意がはっきり得られない場合に、どこまで広げていくおつもりなのかというのが決まっているのでしょうか。</p>
<p>地域福祉保健部長</p>	<p>横浜市が現在進めております横浜市災害時要援護者避難支援事業と申しますのは、行政が作成いたしました名簿につきまして、ご本人の同意を前提といたしまして、その上で民生委員さんがご家庭を訪問し、1人で避難ができないような方について、だれと一緒に避難していくかという避難支援プランというのをつくっております。その中で、いわゆる情報の共有化の範囲につきましては、支援をする人の範囲にとどめるというのが個人情報保護という前提でございますので、そういう前提で進めております。</p> <p>ただ、ご同意をいただけない方について、やはり1人で逃げられないような方については今後の課題ということで、行政あるいは事業者などと情報を共有化して、必要に応じた働きかけといったものがこれから必要になるかと思っておりますけれども、現在横浜市が進めておりますのは、個人情報の保護と情報の共有化が両立するような形で進めておりますので、その点については、いわゆる個人情報保護の過剰反応ということにもなりませんし、あるいは必要以上に共有化ということ</p>

<p>大関委員</p> <p>地域福祉保健部長</p>	<p>にもなっていないということで、適切なシステムではないかということ考えて進めております。</p> <p>今のところ同意しない方、それからそもそも同意能力がない方については今後の課題といったところでしょうか。</p> <p>そのとおりです。</p>
<p>【報告事項3 横浜市障害者プラン（第2期）について】</p>	
<p>障害福祉部長</p> <p>濱田委員</p> <p>障害福祉部長</p>	<p><資料4にそって説明></p> <p>「将来にわたるあんしん施策として推進する項目例」というのを見て、とても感激をいたしました。医療が進むにつれ、社会制度が進むにつれ、子どもたちがきちんと長く生きることのできる良い時代が来たというのを実感できる施策になってほしいと思います。特に精神ですとか知的のお子さんが長生きをするようになって、ご高齢になって、もう親は頑張らなくてもいいといっても、ではどの部分をどういうふうに社会が担ってくれるのか。それから社会ではなくて、もっと身近な人が、どの部分を細やかに担ってくれるのかというところが、多分親としては一番ご心配なところだと思います。公的に担ったほうが良い場合と、それからもう少し近い人間が担ったほうが良い場合とがあると思います。その辺のところをきっちり分けて、横浜市が全部担う必要は全然ないわけで、地域の支え合いですとか、地域によって格差があるとは思いますが、その辺が生かされた、それほど高額な予算を組まなくてもいいような優しい施策になっていただけたらありがたいと思います。</p> <p>本当に、これを見てどんなに親御さんが安心するかと思うと、感激して、今ご報告を聞いていました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>今のような視点を入れながら検討を進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
<p>【報告事項4 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）について】</p>	
<p>高齢健康福祉部長</p> <p>今井委員</p>	<p><資料5にそって説明></p> <p>介護支援ボランティアのポイント制を新しく始めるということですが、方法はポイントを金に換金するのですか。そんな面倒なことをしなくてもいいというよ</p>

<p>高齢健康福祉 部長</p>	<p>うな気がします。ただポイントをためていって、将来例えば自分が受ける必要があったら、そのときにそのポイントを利用して支援をしてもらえればと思います。</p> <p>今井委員のおっしゃるようなお考えもあり、そのようなお声も多々いただいています。今回、現金に換金するということが、一つは介護予防施策の一つとしてこの事業を考えていまして、介護保険制度の中で実施していくということであり ます。</p> <p>換金と申しましても、例えば現金に換金したものをご自分の保険料に充当していただくこともありますし、または、ご自分がボランティア活動をされている施設に寄附をするといったような、いろいろな使い方ができるということから、現金に換金することを考えているところです。</p>
<p>黒沢委員</p>	<p>予算に 2,400 万円がポイントの予算として 21 年度計上されていますが、その 2,400 万円の内容を教えてください。</p>
<p>高齢健康福祉 部長</p>	<p>これから介護保険運営委員会等でご意見をいただきながら詳細を詰めていきたいと考えていますが、この積算については、他都市で一部実施しているところがあり、そちらも参考とさせていただきました。例えば特別養護老人ホームでボランティア活動を行った場合、一日に例えば 200 ポイントを積み立てて、1 ポイント 1 円と換算しますと、200 円程度ということになります。1 年間では、上限もある程度設けないと、とても介護保険制度が成り立ちませんので、大体年間で 8,000 ポイント程度を上限とさせていただくというような案はあります。</p> <p>他都市の例でいきますと、やはり 1 ポイント 1 円に換算して、年間 5,000 か 6,000 ポイントを上限として実施している都市があるというように聞いています。</p>
<p>松井委員</p>	<p>前の運営委員会でも発言しましたが予算が無いのですから、お金を出さなくても、ボランティアの人たちは本当に一生懸命やってくれています。ある施設では、5,000 人ぐらい毎年来ていますけれども、お金は出していません。お礼のつもりで、みんなが集まったときに、ケーキとお茶を出すくらいのことしかやっていませんけれども、それでもやっていただけるので、むしろボランティアはとても重要だと思っています。そういう人たちが、そういうことにとっても価値があるということを、政府なり市から言っていたら、無償でやっていけるようなことを推進したほうが良いのではないかと思います。</p>
<p>島村委員</p>	<p>ただいまの介護支援ボランティア・ポイント制度のことですが、介護施設などでのボランティア活動というふうに書かれておりますが、今、地域でこういったボランティア団体が立ち上がろうとしているところです。介護保険制度のサービスに限られるものであって、地域の方が地域の方を援助するというようなものは、この内容には入っていないのでしょうか。</p>

<p>高齢健康福祉 部長</p>	<p>松井委員のご指摘の点ですが、やはりボランティア活動ということで、無償で行うのがボランティア活動だといったようなご意見もいただいています。ただ一方では、やはり介護予防という視点から申しますと、高齢者の方が、ご自分が活動される。そのことがご自分の健康状態また容体の維持につながるといったような、将来の介護予防の効果が期待できるといったようなことから、介護保険制度の中でこういったことも可能となってきたところがあります。また、対外的に評価をするといった点もありますので、一つの考え方として、こういったボランティアのポイント制度というものも試行してみて良いのではないかと考えています。</p> <p>また、島村委員のご指摘の点ですが、この制度が介護保険制度の中で実施されるということがあります。介護保険の特別会計の中から換金をしていくため、全部のボランティア活動についてポイントを換金することは現在、考えていません。今、介護保険施設というようにある程度、限定しておりますが、将来的にこれをもう少し拡大していくというようなことは試行していく中で検討はしていきたいと思っておりますが、無制限で活動を広げていくことはなかなか難しい状況であると思っております。</p>
<p>松井委員</p>	<p>3の(3)ですけれども、特養ホームの必要度の高い人は介護度3以上だと思っておりますが、1年以内に入所できるようにということですが、経営者会で調べると、3以上の人が1200名いて、そのうちの400名は認知症があったり、医療対応がひどくて、どうやっても特養ホームには入れない人たちです。ですから800人が待機者ということですが、ことし900床整備できていますので、もうそれで十分でき上がっているのに、まだつくっているというのは本当におかしいと思っております。</p>
<p>高齢健康福祉 部長</p>	<p>特養の整備につきましては、いろいろとご意見をいただいているところですが、現在の待機者がどれくらいいるかといったことは、経営者会の皆様とも一緒にアンケート等を取りながら把握しているところです。ただ毎年新たに要介護3以上という方は出てまいりますから、これで終わりということにはまだなっていない状況ではないかと考えています。</p> <p>また、認知症のかなり重い方、また医療的ケアの必要な方、こういった方々が待機されているということがあるのも実態です。こういったことから、第4期計画では、医療的ケアの必要な方でも、ある程度の方は特養に入所ができるようなことができないだろうかといったような視点を考えているところです。</p> <p>先ほど申しましたように、医療的ケアというのは非常に大きな問題になっているところですので、我々としましても、そういった点を重要視することで、特養の整備について考えていきたいと思っております。</p>
<p>齋藤委員長</p>	<p>松井委員は医療と両方実践している立場なわけですから、特養の医療ケアというのは大変難しいところでしょうね。</p>

島村委員	<p>今の話ですが、特養の入所申込者数という表を見ますと、介護度3以上の在宅の待機者数が合計で3,279名、そのうちの医療行為の必要な方が762名、認知症のある方が2,691名ですから、この合計で3,150名となり、残り100名ぐらいの方しか、特養にすぐ入る方はいらっしゃらないということになります。1年以内に入れるようにという方針のようですけれども、結構新しく申し込まれている方が次々に入っていますので、本当に必要なかどうかというところは、私も疑問に感じています。</p>
高齢健康福祉部長	<p>今、認知症の方がかなり多いことは事実ですが、また一方で、現在特養に入られている方のうち、70%は認知症があるといったような国の統計もございます。認知症があるから特養に入れないということでもないので、やはりそれらの方が入れる、または認知症のある方で在宅生活が続けられないような方については、ある一定の施設で介護ができるような状況をつくっていくことも必要であろうかと思っています。</p>
松井委員	<p>待機者の数についてですが、入所できにくい現状なので、とにかく申し込もうという人たちがいまして、ある施設は300人ぐらい待っているけど、本当に今すぐ入りたいという人の数は、10人以下だったこともあります。そういう状況もありますので、20年ぐらいか15年過ぎが高齢者数のピークになりますから、その時期に合わせて整備計画を進めれば良いと思います。</p>
高齢健康福祉部長	<p>松井委員、島村委員からいろいろなご意見をいただきましたが、これからもいろいろなご意見をいただきながら、施策については考えてまいりたいと思っています。</p>
齋藤委員長	<p>介護保険料に61億円投入したということですが、しなかったらどれくらいになりますか。</p>
高齢健康福祉部長	<p>61億円を取り崩すことで、220円程度、保険料を下げる効果があります。ですから、これがなければ四千六百数十円といったような額になってまいります。</p>
齋藤委員長	<p>もう全部使い切ってしまうわけですね。</p>
高齢健康福祉部長	<p>現在持っている基金については全部取り崩したいと考えております。</p>
島村委員	<p>そもそもこちらの素案には、4900円程度になるであろうと書かれています。大分抑えられたと思います。</p>
齋藤委員長	<p>4900円程度が4500円になるということですか。</p>

<p>高齢健康福祉 部長</p>	<p>この素案そのものは 11 月に計画をしたところでして、この後、今の基金の取り崩しですとか、国のほうから調整交付金というものが入ってまいりました。また人口等につきましても、11 月の下旬に新たな人口推計が出て、数値を直近のものに置きかえた関係で、素案時は 4900 円だったものが、4500 円になっているということでございます。</p>
<p>室津委員</p>	<p>非常に経済の状況が変わっている中で、多くの人が仕事を探しているという状態で、介護人材は、その変化の中で今どういう状態でしょうか。</p>
<p>高齢健康福祉 部長</p>	<p>どういう状態かということが正確には把握できてませんが、昨今の経済不況の関係から失業者の方がふえているということで、介護の現場にも、かなり求人に対してこたえられるのではないかといったような声もあります。一部では応募がふえてきたようですが、まだまだ需要に満つるところまではいっていないように聞いています。</p>
<p>室津委員</p>	<p>わかるようになったら、ぜひ教えてください。やはり今、どういうふうに変化してきて、何が必要なかということが必要だと思うので、把握していただきたいと思います。</p>
<p>高齢健康福祉 部長</p>	<p>把握は進めてまいりたいと思いますが、先ほど予算説明の中でも報告がありましたが、緊急経済対策等で、現在失業された方の雇用を行いまして、また介護現場のほうに入っていただくようなことも考えていますので、なるべく介護人材の不足といったことが余り大きくならないように、手は尽くしてまいりたいと思っています。</p>
<p>濱田委員</p>	<p>とても厄介なことに、かたい大きなものをつくっていた方が、繊細な、生きている社会的弱者と言われていて方を介護できるまでには、非常に時間がかかると思います。ですから、お金だけではなくて、やはり時間も少し見ていただかなくはならないかなと思っています。</p> <p>私どもは、チャンスが来たというふうに思っています。人が人を支援するときには何が一番大切なのかという基本さえわかっただけならば、多少習熟度はなくても、ぜひ私たちのお仲間になっていただきたい。チャンスが来た若い職員は張り切っております。</p> <p>ぜひその辺の若い人のやる気を支えていただきたく、お金だけではなくて、時間のことも見ていただきたいということと、あと現場に出してやっていただくような、早く人に慣れるような研修の方法も、横浜市方式でぜひしていただけたらありがたいと思います。期待しています。</p>
<p>中西委員</p>	<p>今から 30 年ほど前に、国際障害者年で、ノーマライゼーションを世界も含めて、とりわけ日本の中で横浜は、在援協を含めて積極的に地域生活ということを</p>

検討して自立支援法になっています。高齢者のほうは、認知症の人たちを中心にして、グループホームが 5000 人と書いてあります。障害のほうは、市内でケアホームが 500 カ所、21 年度には整備が整うだろうということで記載されていて、これは特筆すべき状況ではないかと思っています。

先週、神奈川新聞やほかの新聞にも報道されましたけれども、厚木のグループホーム、ケアホームで、60 代の男性のパートの職員が、女性利用者の通帳からお金をおろして使ってしまった。もう一つは、同じグループホームですけども、そこで暴行したということが新聞で報道されました。この予算の中にも出ていますけれども、横浜市は率先して真っ先に取り組んでいたと思っているのが、まだ 1 年たっていませんが、昨年、綾瀬市のケアホームで、その世話人が放火をするという悲惨な事故がありました。その 2～3 年前に長崎の認知症のケアホームでありました。その 4～5 年前、石川県で認知症のお年寄りに温風ヒーターを押しつけて殺してしまったという事件がありました。ですが、恐らくスプリングラ一等、国も腰を上げて、総務省も腰を上げて取り組み始めたきっかけは、綾瀬のケアホームでの放火で利用者さんたちが亡くなったというのが、やはりとても大きなインパクトを与えて、法も変えるというようになってきたのかなと思っています。

何が言いたいかというと、人材確保と同時に必要なのは、人材育成だというふうに思っています。資質です。もちろんパートの人の中にも、とても一生懸命やっていたらっしゃる方もいます。正規職員の中にも、一生懸命やって、知識、経験、技術を備えてやっている方がよりふえることをやっぱり追求しなくてはならないと思います。確かに人が足りないので、まず確保ということももちろんわかりますけれども、障害支援課の職員の皆さんともよく話をしていますが、今いる職員の人たちの資質を上げていくということで、2 人分の仕事をやるといいますか、ポイントを見定めた支援ができ、利用者さんたちをバックアップすることができるようになると思います。

なぜこれを今さら言っているのかというと、昨年度から行っていますが、障害福祉部から、私ども横浜知的障害関連施設協議会が助成を得て、委託を受けて、公民で協働しながら、人材育成、とりわけ人権ということで、行ってきました。4 日の日が実はその発表会です、そのお金を 30 数万ですが使いながら、この 1 年間、大学の先生にお願いして、ゼミ形式で人権意識を高めようということで取り組みを進めてきました。

そういう仕事を協議会のほうに与えていただいたこともとてもありがたいと思っていますし、役所と一緒にそのことを考えながら、プレゼンテーションを 4 日の日には行います。市社協でやりますけれども、そこに来年卒業する人、今年卒業する人を含めて呼ぼうということで、障害支援課の職員の人と私たち協議会のほうで声をかけながら、各大学にお願いしたりしてきました。残念ながら余りたくさん集まりませんが、でもささやかかもしれないけれども、新たな取り組みに踏み出したと思います。

私はその責任者という立場で言うと、こういうことをより拡大しながら、民

<p>松井委員</p>	<p>と官といいますか、公と一緒に横浜の福祉をつくっていくという動きをつくっているんじゃないかなというふうに思っています、とてもありがたいと思っています。人材確保と同時に、人材の資質の向上、福祉は人だとよく言われますけれども、そこを忘れないように、私どもも取り組んでまいりたいと思います。</p> <p>高橋委員が言われた、看護師の給料が安いということですが、介護士も安いです。この医療と福祉の給料が本当に安いですが、これは低医療費政策というので、どんどん医療費がカットされており、それに従って、出したくても出せない状況になっていますので、それを何とかしてほしいのと、実は日本人全体が3K職場を嫌いになっていることがあります。かなりの若い人たちが、余り汚いところに行きたくないとか、そういう人たちが増えているような感じがします。</p> <p>そうすると、外国からそういうのを埋めてもらう以外にないです。ですから、特にお金の問題だけではなくて、そういう人たちも入れなくてはならない時代になっているのではないかという気はいたします。</p>
<p>白野委員</p>	<p>私は今、失職した人がふえて、この業界に入ろうとされる方がいる。これはチャンスだと。大いにその中から人材を求めたらいいんじゃないかという話が出ました。私はそれにやや危険を感じています。そのことに水を差すつもりは全然ありませんが、例えば介護の仕事、あるいは今日、話題になったようなこと、すべての仕事をする人は、これはヒューマンサービスという領域の話です。人にサービスをして、自分も満足して生活の糧を得るという職業なわけですが、これはだれにでもできる仕事ではないです。ある分類の中に入る人が、この仕事を好んでするわけです。</p> <p>ですから、ほかの職業をしていた人が全部、食うに困ったからこの業界に入ればいいというのとは違うと思います。それをやると、かなりなリスクを感じるわけです。決してその人たちを皆シャットアウトしたり、今、努力なさっていることに水を差すつもりはありませんが、それを念頭に置かないで、だれでも良い、失職したから、この業界には仕事があるから、みんな入れていいというようなのは、少し警戒されたほうがいいと思います。</p>
<p>堀越委員</p>	<p>ほかの委員の皆さんのお話を伺っていて、そのとおりと思いながらお話を聞いていましたが、やはり認知症というのは、世間でなかなか発見されづらく、先ほどのように個人情報の保護の問題があって、条例ができてからは、やはりそういった方がいらっしゃるということを民生委員の方に伝えても、ではどのように介入していったらいいのか、どのように声をかけていったらいいのか、チャイム一つ鳴らすにしても、なぜその人が自分の家の情報を知って、訪ねてきたかと。今、認認介護で、ご夫婦で認知症であるためになかなか受け入れてもらえない状況で、発見されたときは本当に大変な状態というのがふえています。</p> <p>そこで、うまくネットワークが使えるようにしていただけるように家族の会で</p>

齋藤委員長	<p>も期待しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>先ほど申し上げましたが、相当メニューが充実してきたけれども、それでもまだいろいろ課題があるというのは事実です。ぜひまた事務局といいますか、きょうは局長さん以下の皆さんがお見えになって、聞いていただいていますのでぜひ頑張ってくださいと思います。</p> <p>きょうは審議事項と報告事項を以上で終了させていただきたいと思います。</p>
企画課長	<p>本日は大変お忙しい中、当審議会にご出席いただきまして、非常に貴重なご意見をちょうだいいたしました。どうもありがとうございました。</p> <p>本日の社会福祉審議会総会につきましては、これをもちまして閉会とさせていただきます。</p>

<議事終了>

横浜市社会福祉審議会平成20年度第2回総会

日 時 平成21年2月2日(月)午後5時30分～

場 所 ホテル横浜ガーデン 4階アイリス

次 第

1 新任委員の紹介

2 議 題

新任委員の所属専門分科会の指名について

3 報告事項

- (1) 平成21年度横浜市予算案について
- (2) 横浜市地域福祉保健計画(第2期)について
- (3) 横浜市障害者プラン(第2期)について
- (4) 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第4期)について

4 その他

< 資料 >

- | | |
|-----|--------------------------|
| 資料1 | 横浜市社会福祉審議会委員名簿(案) |
| 資料2 | 横浜市予算案の概要 |
| 資料3 | 横浜市地域福祉保健計画 |
| 資料4 | 横浜市障害者プラン |
| 資料5 | 第4期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 |

横浜市社会福祉審議会委員名簿

*分科会：「民生委員審査専門分科会」「身体障害者福祉専門分科会」「高齢者福祉専門分科会」

(☆印は、身体障害者障害程度審査部会の所属を兼ねることを表す。)

区分	氏名	職名	分科会(*)			備考
			民生	身障	高齢者	
市議員	1 松本 敏	市会こども青少年・健康福祉・病院経営委員会委員長	○			
	2 牧嶋 秀昭	市会こども青少年・健康福祉・病院経営委員会副委員長	○			
	3 山田 一海	市会こども青少年・健康福祉・病院経営委員会委員	○			
社会福祉事業従事者 (五十音順)	4 齋藤 史郎	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会会長			○	
	5 島村 和子	社会福祉法人横浜大陽会特別養護老人ホーム白朋苑施設長			○	
	6 田中 理	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団常務理事		○		
	7 中西 晴之	横浜知的障害関連施設協議会会長	○			
	8 長谷川 正義	横浜市民生委員児童委員協議会会長	○			
	9 濱田 静江	特定非営利活動法人市民セクターよこはま副理事長			○	
	10 日浦 美智江	社会福祉法人訪問の家理事長		○		
	11 堀越 ひろみ	社団法人認知症の人と家族の会神奈川県支部世話人			○	
	12 松井 住仁	社団法人横浜市福祉事業経営者会会長			○	
	13 室津 滋樹	横浜市グループホーム連絡会会長		○		
学識経験者 (五十音順)	14 今井 三男	社団法人横浜市医師会会長			○	
	15 大関 亮子	弁護士 (横浜弁護士会会員)	○			
	16 黒沢 一夫	横浜市労働組合連盟執行副委員長		○		
	17 後藤 ヨシ子	横浜商工会議所副会頭			○	
	18 新保 美香	明治学院大学社会学部准教授			○	
	19 高橋 柢祐	横浜市町内会連合会副会長	○			
	20 白野 明	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団顧問		○☆		
	21 橋本 泰子	大正大学名誉教授	○			
	22 平井 晃	社団法人横浜市身体障害者団体連合会理事長		○		

社会福祉法施行令（抜粋）

（民生委員審査専門分科会）

第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法*第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は3人を超えてはならない。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第3条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

* 法＝社会福祉法（昭和26年法律第45号）

横浜市社会福祉審議会条例（抜粋）

（専門分科会）

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会長は、当該専門分科会において選任する。

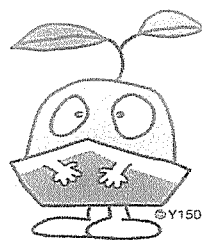
3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 第4条第1項及び第3項から第5項までの規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

平成21年度予算案について

『開港 150 年からのチャレンジ』
～危機にひるむことなく自ら未来を切り開く～



平成 21 年 2 月
横 浜 市

目 次

はじめに	2 頁
1 予算案の概要	4 頁
(1) 21 年度予算案の特徴	4 頁
(2) 緊急経済対策のポイント	6 頁
(3) 重点的取組	8 頁
(4) 危機的な財政状況への対応	13 頁
2 一般会計予算案	17 頁
(1) 予算規模	17 頁
(2) 歳入	17 頁
(3) 歳出	19 頁
3 21 年度における政策・財政・運営の主な取組	22 頁
(1) 選択と集中による事業の推進 政策	22 頁
ア 中期計画関連事業	22 頁
イ 区予算の概要・区の主な事業	31 頁
(2) 持続可能な財政の確立に向けた取組 財政	37 頁
(3) 経営資源を有効に活用する行政運営の推進 運営	40 頁

コラム

- ① 「緑豊かなまち横浜」の未来のために…………… 12 頁
- ② 年度途中に使える財源はゼロ！…………… 16 頁
- ③ 危機的な財政状況なのにプラス予算??…………… 19 頁
- ④ 市の支出のほとんどは減らすことが難しい経費…………… 21 頁
- ⑤ 開港 150 周年は今までに貯めたお金で！…………… 29 頁
- ⑥ 区役所 もっと！地域支援宣言！…………… 36 頁
- ⑦ “未来のノーベル賞受賞者を育てる”…………… 42 頁
- ⑧ 20%を超える職員定数の削減…………… 44 頁

【参考】資料編…………… 45 頁

【裏表紙】横浜サポーターズ寄附金

(計数整理の結果、数値の異動が生じる場合があります。)

平成 21 年度「福祉人材の確保」関連予算について

質の高い介護サービスの確保及び緊急経済対策として、福祉人材の確保・定着に向けて一層の支援を行います。また、EPA（経済連携協定）に基づき、来日する介護人材が横浜において円滑に就労、研修できるよう支援を行います。

- 1 福祉人材の就業支援** (新規) 【 65,691 千円】
 - (1) ヘルパー1000人増加作戦事業** 【 50,734 千円】

福祉人材の確保および緊急経済対策として、訪問介護員（ヘルパー）養成 2 級課程を受講し、市内福祉施設に就職した方などに対し受講料を補助します。
 - (2) 福祉人材のマッチング支援** 【 14,957 千円】

インターネット上での求人情報の提供を支援するほか、市内方面別の就職説明会、合同面接会、他都市における就職セミナーを開催し、従事者の確保を支援します。

- 2 福祉人材の緊急確保事業** 【 225,500 千円】
 - (1) 特別養護老人ホーム処遇改善事業** 【 210,000 千円】

一時金の支給など、施設が行う職員の処遇改善等に充てるための経費を助成し、職員の定着・確保を図ります。〈平成 22 年度までの時限措置〉
 - (2) 施設職員等キャリアアップ支援事業** 【13,000 千円】

職員の研修参加費用や研修参加に伴う代替職員の雇用経費を助成します。
 - (3) 介護の仕事のイメージアップ事業等** 【2,500 千円】

中学生・高校生など若い世代を対象に、介護の職場や仕事に関する正しい理解を促すほか、「介護の日」のアピールを通じた啓発やイメージアップ等を行います。

- 3 福祉人材定着促進事業** (新規) 【 105,031 千円】
 - (1) 介護職員定着促進事業** 【84,560 千円】

上記 1(1)によるヘルパー資格取得者を一定期間以上雇用する市内の介護施設等サービス提供事業所に対して、雇用経費の一部を助成します。
 - (2) 障害者就労定着支援員確保事業** 【20,471 千円】

障害者就労支援センターに、企業における就労経験を活かした支援員を確保することにより、障害者の就労・定着を促進します。

- 4 介護施設介護補助スタッフ確保事業** (新規) 【 47,360 千円】

介護施設等において、介護等の業務に従事する補助スタッフを新規に雇用し、また介護の基礎的研修を実施するなど、介護の仕事への関心を高め、正規雇用につなげます。

- 5 海外からの介護福祉人材就労支援事業** (拡充) 【 47,000 千円】

EPA（経済連携協定）に基づき来日する介護福祉人材が、円滑に就労、研修できるよう、受入施設への助成等を行います。21年度は、インドネシアのほか、新たにフィリピンからの介護福祉士候補者を受け入れます。

第2期横浜市地域福祉保健計画の素案にかかる パブリックコメント（市民意見募集）の実施について

地域福祉保健計画は、誰もが身近な地域で安心して暮らせるまちをつくるため、地域の福祉保健を推進するための基本理念や課題を明らかにし、課題解決に向け、市民・事業者・行政が協働で取り組む計画です。

横浜市には、区ごとに策定する区地域福祉保健計画（＝区計画）と市全体の計画である市地域福祉保健計画（＝市計画）があり、区計画を市民に身近な中心的計画、市計画は市全体の基本理念や方向性を提示するものと位置づけています。

このたび、平成21年度から25年度までを計画期間とする第2期市計画の素案がまとまりましたので、市民の皆さまから広く御意見を伺いながら、年度末までに計画を策定してまいります。

1 計画素案のパブリックコメントについて

(1) 意見募集期間

平成21年1月5日（月）から2月4日（水）まで

(2) 周知方法

ア 区役所等の窓口での配布

区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等の窓口で配布します。
（計画素案には市民意見応募用ハガキを刷り込んでおります。）

イ ホームページへの掲載

計画素案を本市及び市社会福祉協議会のホームページに掲載します。

ウ 広報よこはま（市版）1月号への掲載

計画素案の区窓口等での配布や、市ホームページへの掲載について周知します。

2 計画素案の概要

(1) 計画期間

平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間

(2) 計画の基本理念

誰もがいつまでも安心して暮らせる都市よこはまをつくろう！

(3) 計画の基本的方向性

ア 地域づくり

- 地域ごとの地区別計画の策定を推進します。
- 住民と行政が地域の課題について話し合い、課題を共有し、課題解決に向け協働で取り組みます。

イ 体制づくり

- 地域の見守り活動などにより、支援が必要な人を適切に見つける仕組みを住民と行政が協働でつくります。
- 支援が必要な人を専門機関に引き継ぎ、サービス提供につなげる仕組みをつくります。

ウ 人づくり

- 地域福祉保健の取組を広げるために、子どもや若い世代、団塊の世代、高齢者や障害のある人など、幅広い市民参加を進めます。
- 広域のエリアで活動する団体間の連携など、様々な市民活動がそれぞれの活動内容を充実できるよう、連携協働を働きかけます。

3 第 2 期横浜市地域福祉保健計画策定スケジュール

平成 21 年 1 月 5 日～2 月 4 日	市民意見募集
2 月	計画最終案の作成
3 月	第 2 期市計画策定・推進委員会 (市民意見の報告)
3 月末	計画策定完了

横浜市障害者プラン(第2期)素案の概要

1 プランの位置づけ

「横浜市障害者プラン」は、本市における障害福祉施策の基本的な指針を定め、必要な施策を着実に推進していくことを目的として策定するもので、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に位置づけています。

このたび平成20年度をもって第1期の計画期間が満了するため、平成21年度を始期とする第2期のプランを策定します。

《策定の手法》

プランの策定は、横浜市障害者施策推進協議会に「障害者施策検討部会」を設置し協議しています。また、関係各局（健康福祉局・こども青少年局・教育委員会事務局等）が事務局として策定作業を進めています。

《障害福祉計画との関係》

平成18年度に障害者自立支援法が施行され、都道府県・市町村に障害福祉サービスの数値目標等を中心とした障害福祉計画の策定が義務づけられました。

本市でも神奈川県との総合調整のもとで「横浜市障害福祉計画」を策定するとともに、「障害者プラン」の中に取り込んで一体的に作成することにより、両計画を連動して推進します。（プラン素案第4章）

2 プラン第2期の策定方針

(1) これまでの取組成果に基づいた計画とします。

第1期プランの検証・評価結果を踏まえた次期目標の設定

(2) 障害特性やライフステージを踏まえたきめ細かな施策の展開を図ります。

身体・知的・精神の3障害をあわせた総合的な施策体系
発達障害・高次脳機能障害・難病などに対応できる施策検討

(3) 障害者プランの計画期間を6年間（平成21年度～26年度）とします。

障害福祉計画（法定計画期間3年間）との整合

(4) 将来にわたるあんしん施策をプランに位置づけます。

在宅の身体・知的障害者に支給している「横浜市在宅心身障害者手当」を廃止し、「一律の現金給付」から「将来にわたるあんしん」のための施策への転換を検討しています。

「将来にわたるあんしん施策」の具体的な事業は、21年度に検討し、22年度から順次実施していくことを考えていますが、これまでどおり障害者や家族、障害者団体、事業者等と行政、関係機関がともにつくりあげていきます。

《策定のためのニーズ把握》

○アンケート調査

障害者本人・家族の御意見やニーズを把握するためアンケート調査を実施

【送付数】 身体障害者5,000名、知的障害者1,000名、精神障害者1,000名

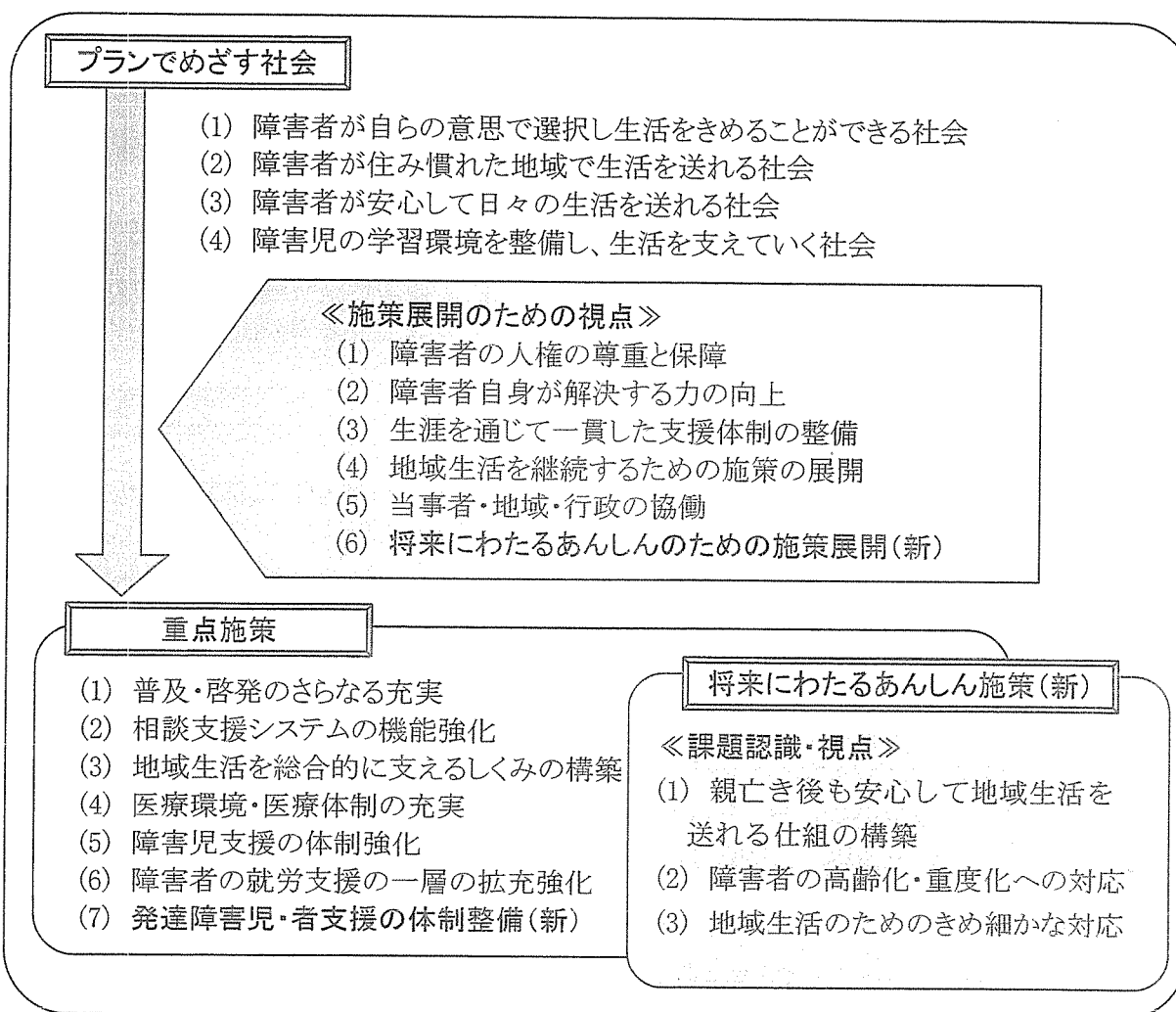
【回答数】 3,689名（回答率 52.7%）

○グループインタビュー

アンケートで把握しきれない御意見を把握するためグループインタビューを実施

3 プラン第2期の構成

障害のある人もない人も同じように生活することができるよう、市民・企業・行政など社会全体による取組を進め、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会づくりを推進するために、計画期間における施策の方向について具体的に示します。



〈将来にわたるあんしん施策として推進する項目例〉

- (1) 親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組の構築
・ 後見的支援の充実
- (2) 障害者の高齢化・重度化への対応
・ 住まいの場の充実
・ 医療的ケア対応
- (3) 地域生活のためのきめ細かな対応
・ 医療・受診環境の充実
・ 総合的な移動支援施策体系の再構築

4 市民意見募集

「横浜市障害者プラン（第2期）」を策定するにあたり、広く市民の皆様から御意見や御要望をいただくため、プラン素案に対する市民意見の募集を行います。

〈募集期間〉 平成21年1月27日（火）から2月20日（金）まで

第4期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、介護保険制度や高齢者に関する保健福祉事業の円滑な実施に関する総合的な計画として、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎える平成26年度を見据えて、3年ごとに策定しています。

計画素案をもとに市民や関係者の方からいただいたご意見等も踏まえ、年度末までに計画を策定してまいります。

【計画素案等の概要】

1 計画の期間

平成21年度から23年度までの3年間

2 計画の基本目標

「高齢者が、健康でいきいきと生活し、介護が必要となっても、その人にあったサービスを利用して自分らしく生活できる街の実現を目指します。」

3 高齢者施策の方向と主な取り組み

安定的な介護サービスの提供に向けて、介護の仕事のイメージアップ、職員のキャリアアップ支援等の人材確保策に取り組むほか、次の取り組みを進めます。

(1) いきいきと活動的に暮らせるために・・・

元気なうちから介護予防に取り組み、健康でいきいきとした生活が続けられるよう支援

- すべての高齢者を対象とした、一貫性のある健康づくり・介護予防の実施
- 介護支援ボランティア・ポイント事業の実施 など

(2) 住み慣れた地域で安心して暮らせるために・・・

医療的ケアが必要な高齢者や重度の要介護者も安心して生活を続けられるよう、医療と介護の連携を推進

- 身近な地域（概ね日常生活圏域に1か所）で小規模多機能型居宅介護サービスを提供（26年度までに市内150か所整備）
- 医療的ケアの必要な在宅の高齢者・家族の支援（医療対応ショートステイの充実） など

(3) 自分に合った施設・住まいが選べるために・・・

様々なサービスを利用しても在宅生活の継続が困難な方のために施設を整備

- 特別養護老人ホームの入所の必要性・緊急性の高い方が概ね1年以内に入所できるよう施設を整備（23～26年度に年間300床整備） など

4 保険料の見込み

第4期計画の策定に伴い、介護保険料を改定します。

（介護保険給付費準備基金（61億円）の全額を取り崩し）

保険料基準額（月額換算） 4,500円（21～23年度） ← 4,150円（18～20年度）